

平成二十六年政令第百九十一号

幹部職員の任用等に関する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百六十号）第三十四条第一項第六号及び第七号、第六十一条の二第一項から第四項まで、第六十一条の四第一項及び第三項、第六十一条の五第一項、第六十一条の七第一項（同法第六十一条の八第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、第六十一条の八第三項、第六十一条の九第一項、第六十一条の十第一項並びに附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 この政令において「官職」、「職員」、「人事評価」、「標準職務遂行能力」、「幹部職員」、「幹部職」、「管理職員」、「管理職」、「標準的な官職」、「適格性審査」、「幹部候補者名簿」、「採用等」、「内閣の直属機関」、「各大臣等」、「幹部候補育成課程」又は「課程対象者」とは、それぞれ国家公務員法（以下「法」という。）第二条第四項、第十一条の二第一項、第三十四条第一項第五号から第七号まで若しくは第二項、第六十一条の二第一項若しくは第二項、第六十二条の四第一項、第六十一条の八第一項又は第六十一条の九第一項若しくは第二項第二号に規定する官職、職員、人事評価、標準職務遂行能力、幹部職員、幹部職、管理職員、管理職、標準的な官職、適格性審査、幹部候補者名簿、採用等、内閣の直属機関、各大臣等、幹部候補育成課程又は課程対象者をいう。

この政令において「任命権者」とは、法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

第二条 法第三十四条第一項第六号の政令で定める官職は、次に掲げる機関に属する官職（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十五条及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官並びに同法第二十二条第一項に規定する局長及び部長の官職並びに行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職（当該官職に準ずる官職）

職として内閣官房令で定めるものを含む。次項において同じ。)を除く。)であつて、標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項第三欄第一号、第二号若しくは第三号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階(職制上の段階のうち、上位の職制上の段階及び下位の職制上の段階以外のものをいう。以下同じ。)に属するものとする。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府及びデジタル庁を除く。)又は内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院に置かれる公務員研修所、地方事務局及び沖縄事務所を除く。)

二 内閣府(内閣府設置法第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十三条に規定する機関を除く。)、宮内庁(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条及び第十七条第一項に規定する機関並びに同法第十八条第一項において準用する内閣府設置法第五十六条及び第五十七条に規定する機関を除く。)又は内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二项に規定する機関(同法第五十四条から第五十七条までに規定する機関及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二年法律第五十四号)第三十五条の二第一項に規定する機関を除く。)

三 内閣府地方創生推進事務局
内閣府知的財産戦略推進事務局
内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

四 内閣府健康・医療戦略推進事務局
内閣府宇宙開発戦略推進事務局
内閣府北方対策本部
内閣府総合海洋政策推進事務局
内閣府国際平和協力本部

五 内閣府警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)

六 内閣府健康・医療戦略推進事務局
内閣府宇宙開発戦略推進事務局
内閣府北方対策本部
内閣府総合海洋政策推進事務局
内閣府国際平和協力本部

七 内閣府警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)

八 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

九 内閣府健康・医療戦略推進事務局
内閣府宇宙開発戦略推進事務局
内閣府北方対策本部
内閣府総合海洋政策推進事務局
内閣府国際平和協力本部

十 内閣府警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を除く。)

十一 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局

十二 デジタル庁

十三 国家行政組織法第三条第二項に規定する機関(同法第八条から第九条までに規定する機関及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第十九条の十一第二項に規定する機関を除く。)

十四 檢察庁(高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁を除く。)

十五 厚生労働省死因究明等推進本部
十六 会計検査院（会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条に規定する機関を除く。）
法第三十四条第一項第七号の政令で定める官職は、前項各号に掲げる機関に属する官職（国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長及び室長の官職並びに行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことによる政策の企画及び立案等の支援に関する事務をつかさどる官職を除く。）であつて、標準的な官職を定める政令本則の表一の項第二欄第一号に掲げる部局若しくは機関等に存する同項第三欄第四号若しくは第五号に掲げる職制上の段階又はこれらと同等の職制上の段階に属するものとする。

（適格性審査の実施）

第三条 適格性審査においては、人事評価（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条第三項に規定する人事評価を含む。第三項において同じ。）その他の任命権者（同条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員（次条第二項第二号において「自衛隊員」という。）の任免について権限を有する者を含む。第五条並びに第六条第二項及び第三項において同じ。）から提出された標準職務遂行能力（同法第三十条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力を含む。以下この項及び次条において同じ。）を有することの確認に資する情報又は必要に応じて行う調査その他の適当な方法により得られた標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報に基づき、内閣官房長官が定めるとところにより、幹部職（同法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部職を含む。第十一条第三項において同じ。）に属する官職（同法第三十条の二第一項第一号に規定する官職以外の職務又はこれに類する職務以外の職務の経験を参酌する場合その他国家公務員としての職務性審査を行う場合において、国家公務員としての職務又はこれに類する職務を遂行するに当たり發揮又はこれに類する職務を遂行することを確認するものとする。内閣官房長官は、前項の定めをするに当たつては、人事院の意見を聴くものとする。

3 内閣官房長官は、人事評価が行われていない者のうち内閣官房長官が定める者に対して適格性審査を行う場合において、国家公務員としての職務又はこれに類する職務以外の職務の経験を参酌する場合その他国家公務員としての職務性審査を行ふ場合において、国家公務員としての職務又はこれに類する職務を遂行することを確認する能力又は挙げた業績に関する情報以外の情

報を参考する場合であつて、適格性審査の公正な実施を確保するために必要があると認めるときは、人事行政に関する高度の見知又は豊富な経験を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者の意見を聴くものとする。

4 内閣の直属機関、人事院、検察庁、会計検査院又は警察庁（以下この項及び第十条第三項において「内閣直属機関等」という。）の官職（当該官職が内閣の直属機関に属するものであつて、その任命権者が内閣の委任を受けて任命権を行う者であるものを除く。）のうち幹部職を占める職員に対する適格性審査は、当該職員の任命権者が当該職員を内閣直属機関等以外の機関の幹部職員（自衛隊法第三十条の二第一項第六号に規定する幹部隊員を含む。第十条第三項及び第十五条において同じ。）の候補者として内閣総理大臣に推薦した場合に限り行うものとする。

（幹部候補者名簿の作成）

第四条 幹部候補者名簿は、次の各号に掲げる職制上の段階ごとに、適格性審査の結果、当該各号に掲げる職制上の段階の標準的な官職（自衛隊法第三十条の二第二項の標準的な官職を含む。次項第三号において同じ。）に係る標準職務遂行能力を有することが確認された者の氏名及び次項各号に掲げる事項を記載した名簿とする。

一 標準的な官職を定める政令本則の表一の項目第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に存する同項第三欄第一号に掲げる職制上の段階及びこれと同等の職制上の段階（幹部職が属するものに限る。）並びに防衛省の事務次官の属する職制上の段階

二 標準的な官職を定める政令本則の表一の項目第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に存する同項第三欄第二号に掲げる職制上の段階及びこれと同等の職制上の段階（幹部職が属するものに限る。）並びに防衛省の局長の属する職制上の段階

三 標準的な官職を定める政令本則の表一の項目第二欄第一号に掲げる部局又は機関等に存する同項第三欄第三号に掲げる職制上の段階及びこれと同等の職制上の段階（幹部職が属するものに限る。）並びに防衛省の次長の属する職制上の段階

法第六十一条の二第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

| |
|---|
| 号中「課程対象者として選定された」とある職員その他」とあるのは「その他」と、「管理職員又は課程対象者」とあるのは「又は管理職員」と、第十五条中「に限る。」及び幹部候補育成課程に關し必要な事項」とあるのは「に限る。」とする。 |
| 附 則 (平成二七年三月三一日政令第一一) |
| 五七号) 抄 |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二七年九月一八日政令第三三) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十月一日)から施行する。 |
| 附 則 (平成二八年三月三一日政令第一一) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二九年二月一五日政令第一七号) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (平成二九年三月三一日政令第六八号) 抄 |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (令和元年一〇月二十四日政令第一三六号) 抄 |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。 |
| 附 則 (令和元年一二月一〇日政令第一七七号) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。 |
| 附 則 (令和二年三月二七日政令第七二) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。 |

| |
|---------------------------|
| 附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇九号) 抄 |
| 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一二六号) 抄 |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 |
| 附 則 (令和五年三月三〇日政令第一一五) |
| (施行期日) |
| 1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 |